

読替え後の「大阪外国語大学外国語学部転コースの
選考に関する内規」

〔平成14年9月19日〕
制 定

最近読替改正 平19. 9. 20

(趣旨)

第1条 この内規は、読替え後の大阪外国語大学外国語学部転コース規程第6条の規定に基づき、旧外国語学部における転コース許可者の選考及び許可の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考方法)

第2条 転コース許可者の選考は、志願者が志望する専攻（地域文化学科にあっては専攻語。次条において同じ。）の代表者複数名による書類選考及び面接（必要に応じて学力検査を含む。）により行う。

(許可案)

第3条 転コースの許可案は、書類選考及び面接の結果に基づき、旧外国語学部長及び学科長並びに志願者が志望する専攻の代表者の協議により作成する。

(許可)

第4条 転コースの許可は、3月末日までに旧外国語学部教授会の議を経て、旧外国語学部長が行う。

附 則

この内規は、平成19年10月1日から施行する。